

海外展開支援枠

補助率 **1/2** 上限 **1,000万円**（下限 **50万円**）

グループ申請（酒類事業者3者〜）は最大1,500万円が上限。
補助対象事業：海外販路拡大、酒蔵ツーリズム、酒米産地連携

新市場開拓支援枠

補助率 **1/2**（小規模事業者2/3） 上限 **500万円**（下限 **50万円**）

小規模事業者＝常勤従業員数が20人以下（卸・小売は5人以下）。
補助対象事業：商品差別化、販売手法の多様化、ICT活用、酒米産地連携

1 申請前に確認すべき主なポイントは以下のとおりです。

※ 詳細は公募要領P4、5、7、8、25、26、27 参照

● 公募申請時に酒類の製造免許または販売業免許を保有していることが必要です。

- ✓ 免許保有者を含むグループ申請は可能
- ✓ 免許取得を前提にした申請は不可

● 申請書等は、主たる事業実施場所を所轄する国税局（酒類業調整官）を事前に提出する必要があります。

● 欠格事由

- ✓ 公募締切日の時点で納付すべき国税をその納付の期限までに納付していない場合
- ✓ 過年度(R3〜6)補助金の事業化状況報告書を未提出の場合
- ✓ 過去3年の間において、国又は地方公共団体の補助金等を不正に受給し、交付決定の取消処分を受けた場合

は欠格事由に該当し、申請が認められません。

● 新市場開拓支援枠については、

- ✓ 給与総額を年率平均1.5%以上増加させる、または売上額又は付加価値額を年率平均3%以上増加させる方針を事業計画書に盛り込む必要があります。
- ✓ なお、事業計画終了時点において、給与支給総額年率平均1.5%以上の増加目標が未達成の場合、補助金の一部を返還してもらう可能性があります。

2 審査では以下の事項が評価されます。

※ 詳細は公募要領P30、31参照

評価項目

- 客観データと競合他社との比較分析がされているか。
- 新規性、先進性のある取組か。
- 事業を通じた具体的な効果が見込めるか（優位性、差別化）。
- 専門家連携・役割分担・酒類の適正な販売管理がとられているか。
- 課題に沿った目標と整合するKPIが設定されているか。
- 内容に見合う経費か、費用対効果はどうか。
- 事業終了後の自走、連携の波及効果が期待されるか。

以下の事項が盛り込まれている場合、最大2項目について加点されます。

- 申請内容が酒米の価格高騰、米国関税措置の影響等への対応として関連性を有すると認められる取組であること。
- 過去5年内の経営革新計画等の認定を受けていること。
- サプライチェーンの取引先等との連携、共存共栄を進める旨を宣言する「パートナーシップ構築宣言」（公募締切日時点）を行っていること。

酒類業振興支援事業費補助金 申請のポイント

第6期 受付締切
令和8年10月28日（水）12:00
※ 申請はJグランツのみ

海外展開支援枠

補助率 **1/2** 上限 **1,000万円**（下限 **50万円**）

グループ申請（酒類事業者3者〜）は最大1,500万円が上限。
補助対象事業：海外販路拡大、酒蔵ツーリズム、酒米産地連携

新市場開拓支援枠

補助率 **1/2**（小規模事業者2/3） 上限 **500万円**（下限 **50万円**）

小規模事業者＝常勤従業員数が20人以下（卸・小売は5人以下）。
補助対象事業：商品差別化、販売手法の多様化、ICT活用、酒米産地連携

3 以下の点が見受けられた場合、審査において減点となる可能性があります。

- 経費がすべて設備投資で、設備導入のみで完結してしまう事業。
（試運転による改善点の把握や市場調査など、設備以外の取組を計画書に必ず記載して下さい。）
- 補助事業期間中に、**テスト販売※を除く販売・営業行為を行う計画は補助対象とはなりません。**
- **交付決定後に事業者の都合で事業を廃止**された場合、今後の申請において評価が劣化する可能性があります。

※ テスト販売とは、試作品や新商品を限定された期間で不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品の改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動につなげるための事業をいう。（詳細は公募要領P18参照）

その他、以下に該当する場合、減点となる可能性があります。

- 現状分析が定性的で、客観データ・競合比較がない。
- 新規性・優位性の根拠の説明が抽象的である。
- 目標や取組に対応していないKPIが設定されている。
- 経費が過大、または費用対効果が説明できない。
- 参画事業者の役割・専門家連携・補助終了後の自走計画が明確に示されていない。
- 酒米の高騰、米関税措置の影響等への対応を示す根拠資料が不足していたり、補助事業との関連性が弱い。

手続の流れ

公募申請
(Jグランツ)

審査・採択

交付申請
・交付決定

事業実施
(～R9.2.28)

実績報告
(完了後30日以内)

金額の確定
・精算払

事業化状況報告
(5年間)

※ 実際の不採択理由は公表していません。申請にあたっては必ず最新の公募要領・Q&Aを確認し、所轄国税局の酒類業調整官へご相談ください。

出典：国税庁「令和8年度 酒類業振興支援事業費補助金（第6期）公募要領」（令和8年10月）<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/boshujoho/hojojigyo.htm>